

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席の判断基準

1. 児童生徒の感染が判明した場合は、児童生徒は出席停止
2. 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、児童生徒は出席停止
3. 児童生徒が濃厚接触者ではないが、家族が濃厚接触者の場合、次の対応をとります。

	レベル1	レベル2・3
児童生徒に 症状有り	出席停止となります	出席停止となります
児童生徒に症状無し	登校できます	登校できます

※症状とは、発熱等の風邪の症状です

4. 児童生徒及び家族が濃厚接触者ではない場合、次の対応をとります

	レベル1	レベル2・3
児童生徒に症状有り	出席停止となります	出席停止となります
児童生徒に症状無し 家族に 症状有り	登校できます	出席停止となります

※症状とは、発熱等の風邪の症状です

(「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策」より抜粋し作成)